

緊急事態宣言延長に係る休業及び営業時間短縮の要請について

対象区域	県内全域
要請期間	令和3年8月20日(金)0時から <u>9月30日(木)24時まで</u> ※ <u>期限を9月12日(日)から延長</u>
対象施設	・飲食店等（宅配、テイクアウトサービスは要請の対象外） ・1,000㎡超の大規模集客施設

※以下の要請内容については変更なし

【①酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等】

要請内容	営業を行わない（休業要請）
対象施設	居酒屋、スナック、バー 等

【②酒類及びカラオケ設備の提供を行わない飲食店（①以外の飲食店）】

要請内容	営業時間の短縮
営業時間	5時～20時（20時～翌日5時は営業しない）
対象施設	レストラン、喫茶店、食堂 等 ※酒類を提供しない居酒屋、バー等を含む

【③1,000㎡超の大規模集客施設】

要請内容	営業時間の短縮
営業時間	5時～20時（20時～翌日5時は営業しない） ※イベント開催の場合は21時まで営業可
対象施設	○1,000㎡を超える以下の施設 ・商業施設 （大規模小売店、家電量販店、パチンコ店 等） ・商業施設以外の施設 （体育館、運動場、ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る）、水泳場、ゴルフ練習場 等）